

浜田市県立大学生チャレンジ応援事業補助金交付要綱交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における新たなチャレンジを行う島根県立大学生等に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、島根県立大学生等の地域参画を促進し、地域活性化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 島根県立大学生等 島根県立大学浜田キャンパスの大学生及び大学院生をいう。ただし、休学中の者を除く。
- (2) 魅力向上事業 地域の魅力を向上させることを目的とし、地域活性化に資する事業を行うことをいう。
- (3) 課題解決事業 地域の課題を解決することを目的とし、地域活性化に資する事業を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、島根県立大学生等または次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 構成人数が2人以上かつ過半数が学生であること
 - (2) 代表者が学生であること
 - (3) 団体の規約を定めていること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象者としなない。
- (1) 宗教団体又は政治団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与している団体
 - (3) 営利を目的とする団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、島根県

立大学生等が主体となって市内で行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 魅力向上事業
- (2) 課題解決事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に各号に該当する事業は補助対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的で実施されるもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 学校行事として実施されるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助対象者の構成員への賃金、報償費、食糧費、使用料等（当該補助対象者の代表者が代表を務める法人への支払に要する経費を含む。）
- (2) 備品の購入に要する経費の単価が5万円を超える場合においてその超える部分の経費
- (3) 汎用性の高い備品の購入費
- (4) 酒類の購入及び懇親会、宴会等の開催に要する経費
- (5) 金券類の購入に要する経費
- (6) 賞品、記念品等の購入に要する経費
- (7) 寄附又は協賛に要する経費
- (8) 団体の運営に要する経常的経費
- (9) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）の10分の10以内の額とする。ただし、1事業あたり10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県立大学生チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約（団体の場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1年度につき1回に限りすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、県立大学生チャレンジ応援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、県立大学生チャレンジ応援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに県立大学生チャレンジ応援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県立大学生チャレンジ応援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、県立大学生チャレンジ応援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。